

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例(令和8年3月26日京都市条例第59号)
(建設局みどり政策推進室)

- 1 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために京都市梅小路公園(以下「公園」という。)に仮設工作物を設けようとする場合、興行を行おうとする場合(ステージを利用しない場合に限る。)及び当該催しのために公園の全部又は一部を独占して利用しようとする場合(ステージを利用しない場合に限る。)における許可を指定管理者に行わせることとしました。
- 2 1の許可による公園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に収受させるため、利用料金に関し必要な事項を定めました。
- 3 公園を利用するものが指定管理者に対して実費を支払わなければならない場合として、電気又はガスを特別に利用した場合のほか、水道を特別に利用した場合を加えました。
- 4 緑の館内に存する店舗について、公園内の他の店舗と同様に、供用時間及び供用しない日を市長が定めることとしました。
- 5 利用料金を改定しました。
- 6 1の許可により公園を利用する場合について、その利用する面積が一定の規模を超える場合におけるその規模を超える部分の1平方メートルにつき1日当たりの利用料金の上限額を市長が定めることとしました。
- 7 その他規定を整備しました。

この条例は、令和9年4月1日から施行することとしました。

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

京都市長 松井孝治

京都市条例第59号

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例

京都市梅小路公園条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第6条第1項又は第3項の規定による許可（法第7条第1項第6号に掲げる仮設
工作物に係るものに限る。）に関する業務

第2条に次の1項を加える。

3 指定管理者が前項第3号に掲げる業務を行う場合における法第6条、第7条第1項、
第8条、第10条第2項、第27条及び第28条の規定の適用については、指定管理者
は、公園管理者とみなす。

第3条第1項中「第3条第1項第1号」を「第3条第1項各号」に改め、「又はステージ
を利用して同項第2号若しくは第3号に掲げる行為」を削る。

第6条第1項中「第3条第1項又は」を「法第6条第1項若しくは第3項の規定による
許可（法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物に係るものに限る。）又はこの条例第3条
第1項若しくは」に改め、同条第4項中「又はガス」を「、ガス又は水道」に改める。

第7条の見出し中「利用料金等」を「利用料金」に改める。

第8条の見出し中「利用料金等」を「利用料金」に改め、同条第2項を削る。

第10条中「同条例第13条中」を「都市公園条例第4条中「前条第1項」とあるのは
「京都市梅小路公園条例第3条第1項」と、都市公園条例第13条中「市長」とあるのは
「市長及び指定管理者」と、」に、「この条例」を「この条例」に改める。

別表第1緑の館の項中「部分」の右に「(店舗を除く。)」を加え、同表遊戯用電車、市電
展示室及び店舗(緑の館内に存するものを除く。)の項中「(緑の館内に存するものを除く。)」
を削る。

別表第2中

「

業として行う写真撮影	1回につき1時間	4,600 ^円
------------	----------	--------------------

業として行う映画撮影		9,400
ステージを利用した興行、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1面につき1時間	2,000

を

「

興行、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	ステージ	1面につき1時間	2,200 ^円
	その他の場所	1平方メートルにつき1日	160
業として行う写真撮影		1回につき1時間	4,600
業として行う映画撮影			9,400

に、

2,700
900
1,200
3,300
200
310

を

3,100
1,100
1,400
3,800
230
360

に、

「

1人につき1回	150
---------	-----

を

「

1人につき1往復	180
----------	-----

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考1 利用料金の額が平方メートルを単位として定められている場合において、利用面積が1平方メートル未満であるとき、又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該利用面積又は当該端数を1平方メートルとみなして利用料金を算出する。

2 利用料金の額が日を単位として定められている場合において、利用期間が1日未満であるとき、又は利用期間に1日未満の端数があるときは、当該利用期間又は当該端数を1日とみなして利用料金を算出する。

3 興行、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために、別に定める面積を超えて公園（ステージを除く。）を利用する場合における当該別に定める面積を超える部分に係る1平方メートルにつき1日の利用料金の上限額は、興行、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しの項のうち1平方メートルにつき1日を単位として規定する額の範囲内において、別に定める区分に応じ、別に定める額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第6条第4項、第7条、第8条及び別表第1の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の京都市梅小路公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市梅小路公園の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

3 改正後の条例別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る料金について適用し、施行日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

（経過措置）

4 施行日前に京都市梅小路公園に係る京都市都市公園条例第3条第1項又は第3項の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、改正後の条例第3条第1項又は第3項の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

5 施行日前に京都市梅小路公園に係る京都市都市公園条例第3条第1項又は第3項の規定による許可を受けたものは、改正後の条例第3条第1項又は第3項の規定による許可を受けたものとみなす。

（建設局みどり政策推進室）